

墨田区保育所等の利用調整等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 9 月 3 日

墨田区長      山      本      亨

墨田区規則第 8 3 号

墨田区保育所等の利用調整等に関する規則の一部を改正する規則

墨田区保育所等の利用調整等に関する規則（平成２７年墨田区規則第２１号）の一部を次のように改正する。

第１０条を第１１条とし、第９条の次に次の１条を加える。

（様式の特例）

第１０条 第５条及び第８条の規定にかかわらず、電子計算組織により作成する様式については、当該電子計算組織の仕様に基づき、各様式に所要の修正を加えることができる。

付 則

この規則は、令和７年９月１６日から施行する。